


区分：Ⅲ

号機	5号機	
件名	原子炉建屋南側の屋外エリアにおけるけが人の発生について	
不適合の概要	<p>平成 26 年 2 月 19 日午後 2 時 30 分頃、5 号機原子炉建屋南側の屋外エリアにおいて、電路管の補修工事に従事していた協力企業作業員が、電路管に切り込みを入れるためにカッターナイフを使用した際、誤って左手親指付け根部を負傷したことから、業務車にて病院に搬送しました。</p>  <p>電路管補修工事のイメージ</p>	
安全上の重要度／損傷の程度	<p><安全上の重要度></p> <p>安全上重要な機器等 / <u>その他設備</u></p>	<p><損傷の程度></p> <p><input type="checkbox"/> 法令報告要</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 法令報告不要</p> <p><input type="checkbox"/> 調査・検討中</p>
対応状況	<p>病院における診察の結果、左長母指伸筋腱断裂と診断され、縫合処置を受けております。その後、入院はしていません。</p> <p>今回の事例を踏まえ、カッターナイフ使用時の作業について、あらためて発電所内に周知し注意喚起するとともに、再発防止に努めてまいります。</p>	

5号機 原子炉建屋南側の屋外エリアにおけるけが人の発生について

